

避難訓練への職員派遣について

令和6年4月1日から、避難訓練への職員派遣は必須としないこととなりました。総合訓練実施時においても申請者からの要請が無い限りは自主訓練とさせていただきます。

これに併せて、『消防訓練計画通知書』の内容も一部変更となりましたのでご確認ください。

これまで同様に派遣を必要とする場合は「☒要請する」にチェックし、上記届出提出時に派遣が必要な旨をお伝えください。
よろしく申し上げます。